

小矢部市通学路安全推進会議設置規約

(設置)

第1条 小矢部市の小中学校における通学路の交通安全の確保を図るため、小矢部市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本方針の策定・公表に関すること。
- (2) 通学路の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関すること。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、小矢部市教育委員会教育長をもって充てる。

2 会長は、会議を代表し、会議を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(構成)

第5条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 国道・県道・市道の管理者
- (2) 交通対策を所管する警察関係者
- (3) 交通安全団体の代表者
- (4) 小中学校の代表者
- (5) P T Aの代表者
- (6) その他の行政関係者

(招集)

第6条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、会議の構成員以外の職員及び関係者の出席を求め、意見を聞く事ができる。

3 会長が必要と認めたときは、会議の構成員による小委員会を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務を行うため、小矢部市教育委員会教育総務課に事務局を置く。

(細則)

第8条 この規約に定めのないもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年3月10日から施行する。

通学路安全推進会議の構成

小矢部市教育委員会教育長（会長）
小矢部警察署交通課長
国土交通省高岡国道維持出張所長
小矢部土木事務所工務課長
小矢部市小学校長会長
小矢部市中学校長会長
小矢部市PTA連絡協議会長
小矢部市交通安全協会会長
小矢部市交通指導員協議会長
小矢部市産業建設部建設課長
小矢部市民生部生活環境課長
小矢部市教育委員会教育総務課長
（事務局） 教育総務課